平成２２年（フ）第１３２号
宮崎市大塚町樋ノ口1929番地　トレジャーコーポ黒木107号
債務者　松岡　宏二
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人みやざき
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８１０号
神奈川県藤沢市高倉840番地　ハイム青山201
債務者　須田　勝男
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　博道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８号
愛知県岡崎市矢作町字小河原22番地　Ａ・Ｃｉｔｙ岡崎矢作406、旧住所愛知県岡崎市東大友町字西浦97番地１
債務者　伊藤　伸晃
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平林　奈純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月27日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３００号
熊本市沼山津２丁目７番20号　弥冨アパート２号
債務者　西坂信一郎
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人リーガル・プロ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１２０号
愛知県豊橋市向山大池町３番地の６　２Ａ
債務者　河口　保男
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松下　泰三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２４号
広島県三次市三次町854番地５
債務者　小池　静男
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　剛志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月10日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
広島地方裁判所三次支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第７９号
長崎県長崎市日の出町14番４号
債務者　野田　麻美
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３７号
長崎県長崎市脇岬町3622番地４
債務者　田中　義一
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７７０号
北海道江別市あけぼの町26番地の26、申立時の住所北海道江別市朝日町13番地の19
債務者　山田　　充
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０００号
札幌市清田区真栄１条２丁目29番10号　エクセレント真栄203号、申立時の住所札幌市豊平区美園１条７丁目３番４号　ライズフラット301号
債務者　今里　益男
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３２５号
札幌市北区北37条西７丁目３番20号　ドミ麻生202号
債務者　岡崎はつ子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３７６号
札幌市白石区栄通８丁目１番28号　コーポわかまつ202号
債務者　渡邉利津夫
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４２９号
札幌市南区真駒内緑町４丁目１番２―306号
債務者　阿部　智治
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４３４号
札幌市中央区北７条西26丁目３番１号　岡本病院
債務者　山岡　俊子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４５８号
札幌市厚別区青葉町４丁目７番６号
債務者　加藤　喜一
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５１２号
札幌市東区北25条東22丁目１番１号　アスターハイツ北25条304号
債務者　滝田　　潤
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５４３号
北海道北広島市稲穂町西６丁目３番地10　ハイツサンシャイン101
債務者　佐藤　正則
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部